

(裏)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <p>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）</p> <p>3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</p>	

注1 この様式は、条例第13条第1項の規定による処分を行う場合に使用すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 勤続期間とは、条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第22号（その2）

（表）

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て（審査請求）をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者）が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

（採用年月日）

年 月 日

（勤続期間）

年 月

（退職年月日）

年 月 日

(裏)

(退職時の勤務公署)

(退職時の職名)

(退職時の給料月額)

円

( 職 級 号給)

(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)

(思料される犯罪に係る罰条： )

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6箇月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合

注1 この様式は、条例第13条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）の規定による処分を行う場合に使用すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 勤続期間とは、条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第22号（その3）

（表）

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て（審査請求）をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者）が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

（採用年月日）

年 月 日

（勤続期間）

年 月

（退職年月日）

年 月 日

(裏)

(退職時の勤務公署)

(退職時の職名)

(退職時の給料月額)

円

( 職 級 号給)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6箇月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合

注1 この様式は、条例第13条第2項（同項第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分を行う場合に使用すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 勤続期間とは、条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第22号（その4）

（表）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て（審査請求）をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者）が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

（採用年月日）

年 月 日

（勤続期間）

年 月

（退職年月日）

年 月 日

(裏)

(退職時の勤務公署)

(退職時の職名)

(退職時の給料月額)

円

( 職 級 号給)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。

- 1 この処分を受けた者が条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合
- 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合

注1 この様式は、条例第13条第3項の規定による処分を行う場合に使用すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 勤続期間とは、条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第23号（第22条関係） 退職手当返納命令書

様式第23号（その1）

(表)

## 退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て（審査請求）をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定（裁決）の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円



(裏)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

注1 この様式は、条例第15条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分を行う場合に使用すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第23号（その2）

（表）

## 退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）第15条第1項（第16条第1項）の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て（審査請求）をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定（裁決）の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（条例第15条第1項（第16条第1項）の規定により控除される失業者退職手当額）

円